

新型インフルエンザ運用指針（改訂版）に関する意見

平成21年7月10日
全国保健所長会

日頃から、保健所行政の推進に対し、格別のご高配、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

全国保健所長会におきましては、平成21年6月26日に示されました新型インフルエンザの運用指針の改訂に対しての意見、要望を別紙のように取りまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

全国保健所では、今般経験した新型インフルエンザに関する知見を基礎に、今後も地域の住民の健康・安全を守るため、できる限りの努力をいたしたいと考えておりますので、これまで以上のご支援をお願い申し上げます。

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部 御中

全国保健所長会会長

澁谷 いづみ

(愛知県半田保健所長)

1. 外来、入院医療機関について

《会員からの意見》

- ・国の運用方針の改訂では「発熱外来とその他の患者について受診待ちの区域を分ける、診療時間を分ける」などが示されている。通常の医療現場における患者の待合い場所や診療時間を考慮すると、こうした取り組みができる医療機関は少ないと思われ、実質的に医療態勢の確保が困難となるおそれがある。保健所では地域で感染予防策の普及を行っているが、現場ではまだ温度差があり、国からも日本医師会などを通じて、更に普及に対する働きかけをお願いしたい。
- ・今回の新型インフルエンザは、季節型インフルエンザと比べ、感染経路、感染力（再生産率）、基礎疾患を有するものに感染した場合の危険性等に大きな差がないと考えられるため、当面季節型インフルエンザ流行期の院内感染対策と同様の方策を採ることで診療可能であるとするのが望ましい。
- ・PPEについて。新型インフル疑い患者が受診した場合、全ての医療機関が対応する場合の感染防御策について、感染症情報センターからの「推奨する感染対策」の普及に国としても努めてほしい。
- ・「陰圧病床における診療は必須ではないが、人工呼吸器使用時などは気管内挿管者の管理には陰圧病床の活用を検討する」という記載は、厳しい内容である。陰圧病床は大変限りがある。「季節性インフルエンザ」に準じる医療内容に近づけて欲しい。

《全国保健所長会としての要望》

今回の運用指針では、全ての医療機関でインフルエンザ患者の診察を行うとするもので、まん延期の医療として想定されていたものです。幸いにも、現時点では弱毒性のインフルエンザの様相を呈しており、季節性インフルエンザとほぼ同等の対応が可能であると考えられます。

したがって、今回の運用指針の改訂は、各医療機関が通常、感染症患者を診察する場合に医療機関に求められる最低限の感染症予防対策の内容を、国としても普及していただくことが良いと考えます。

また、病床確保については、保健所としても地域で確保に努力いたします。現時点で想定確保病床数の算定基準は示されていませんが、その規模に係らず、地域の一般医療及びインフルエンザに係る医療が現実性を持って確保できるように、国からも日本医師会など関係機関に対して依頼をしていただくことや、各種支援を要望します。

2. 強毒化への診療対応について

《会員からの意見》

- ・新型インフルエンザ対策の秋以降に向けての施策推進について

平成21年6月24日与党新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチームより示されているが、地域における新型インフルエンザ医療体制の施策推進のための支援スキームを早急にまとめて欲しい。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金のみではなく、地域格差があるので、国が特別予算を計上するなどして感染防御対策などに関し、更なる財政支援を願いたい。

《全国保健所長会としての要望》

新型インフルエンザの強毒化について国をお願いしたい点は、監視と早期の情報提供の二点です。現在検討されている体制の確実な実行をお願いいたします。

また、地域により医療体制の格差が生じないように、国が特別予算を計上するなど、更なる直接財政支援を要望します。

3. 治療について

《会員からの意見》

- ・透析患者のインフルエンザ治療について。
- ・妊婦のインフルエンザ治療について ①まず、かかりつけ産科医師へ電話相談 ②かかりつけ産科医はあらかじめ連携しておいた内科医に紹介する ③連携した内科医がインフルエンザ治療を行うは、果たして機能するか。

《全国保健所長会としての要望》

新型インフルエンザの治療は、地域の実情に応じて行うことが基本と考えられるが、季節性インフルエンザの場合と同様に、まずかかりつけ医が調整を行うこととなります。しかし、地域の医療資源などのばらつきを考慮すると、重症化した場合や、妊娠、腎障害などの特殊な病態を有する患者に対する支援医療機関を定めておくことが必要と考えます。

こうした場合に対する地域での体制構築の考え方についてお示しいただくことをお願いします。

4. 自宅療養期間について

《会員からの意見》

- ・自宅療養期間が不明瞭であるので、是正して頂きたい
6月26日付で厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部から出された事務通知「医療の確保、検疫、学校、保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」p39の中では、「発症した日の翌日から7日を経過した日まで、又は発熱がなくなった日の翌々日まで」とあるが、2つの基準があって不明確。

《全国保健所長会としての要望》

考え方を整理し、誤解のないように明確に示していただくようお願いします。

5. 濃厚接触者への予防投薬について

《会員からの意見》

- ・医療機関における予防投与の取扱いについて具体的に示してほしい
基礎疾患を有する者等へ予防投与をする場合、医療機関での取り扱いについて、具体的な事例の事務的な取り扱いを示してほしい。
例：他の疾患で治療中に予防投与を行う場合、自己負担分の取扱いについて
- ・基礎疾患を有する者等で、予防投薬を行う場合は、医療保険適用とすべきではないか。

《全国保健所長会としての要望》

予防投薬について、厚生労働省は今回の運用指針の中で一定の基準を示していると考えられます。しかし、今回の改訂の中で課題は予防投薬を「自己負担」とする点にあります。従来の「混合診療の禁止」との整合性について、検討をお願いします。

6. 発熱相談センターについて

《会員からの意見》

- ・全ての医療機関で対応するなら季節性インフルエンザと同じ扱いであり、発熱相談センターは不要になる。
- ・発熱相談センターという名称は、インフルエンザ相談センターといった名称にすべき

《全国保健所長会としての要望》

発熱相談センターは、全国保健所もできる限り努力をし、今回の対応の中で十分機能したと考えられます。しかし、現時点では一般の発熱者の電話相談の場となっており、各保健所の負担は過大なものであります。もし今後も継続する場合には、新型インフルエンザの相談センターとしての役割が、明示されるような名称に変更したほうが良いと考えます。

7. 届け出基準、就業制限について

《会員からの意見》

- ・クラスター内で発生した「みなし患者」の届出について、全例届出が必要か。
- ・確定患者あるいは疑似症となった場合になぜ届出が必要なのか不明であり、この届出について再検討して欲しい。
- ・クラスターサーベイランスによる新型インフルエンザの患者を確定した場合、原則として外出自粛・自宅療養となり、感染法による「入院勧告・措置」はしない取り扱いとなっているが、確定患者の届出に基づく「就業制限」の取り扱いは改定指針の中で触れられていない。いかに取り扱うべきか。
- ・「自宅療養」における「就業制限」の適用に関する記述がない。

《全国保健所長会としての要望》

届出基準については、会員からの意見で述べられているように、記載の中に矛盾などがみられます。整合性を語り、明確に示していただくことが良いと考えます。

8. サーベイランス、積極的疫学調査について

《会員からの意見》

- ・サーベイランス体制について、インフルエンザ様症状で7日以内2名以上の欠席を対象とするのでは、季節性インフルエンザのシーズンになると、ほぼ全校、毎日となりサーベイランスの意味をなさないのではないか。
- ・2名以上でPCRの検査を行ってはいは、インフルエンザのシーズンでは検査数が多すぎるのではないか。衛生研究所の通常業務に差し障りがでるのではないか。
- ・医師、学校、施設等からの連絡に基づき実施となっているが、対象集団を拡大し、事業所等からの連絡を依頼する必要性はないか。
- ・入院サーベイランスで、全てを対象に検査を行うとすると、季節性インフルエンザの超過死亡が仮に1万人の場合、その20~30倍程度が入院するとすれば、検査件数が20~30万件となり多すぎるのではないか。
- ・積極的疫学調査について、別途定める集団発生の定義のサーベイランスのように2人以上が対象となるのでは、インフルエンザシーズンでは多すぎて実施できないので、現実的で適切な数にしてほしい。

《全国保健所長会としての要望》

全国の保健所は、今後も国の方針に従って地域での対応に努力をしたいと考えます。2例以上の場合にクラスターとする点については、これまでも基準の緩和の要請を行ってきたところです。厚生労働省の考えでは、このクラスターサーベイランスは、まん延期以前の時期に行うものだという認識のようです。今回の会員の意見をみると、まん延期以前の時期に限定して行われる予定であることが伝わっていないと思います。

そこで、全国保健所長会としては、これらのサーベイランスの継続の期間を明記していただくと思いと考えます。

9. PCR検査について

《会員からの意見》

- ・従来のインフルエンザの病原体定点医療機関での医師の判断による検体採取によるPCR検査と今回の新型インフルエンザに対する集団発生時のPCR検査との実施基準が明確でなくわかりにくい。(平行して実施すると考えてよいか?)

《全国保健所長会としての要望》

7月中旬には示されると思いますが、できる限り早急に、時期を示していただくようお願いいたします。

10. 今後、感染拡大防止の観点から行われる入院措置の負担について

《会員からの意見》

- ・「新型インフルエンザ対策担当課長会議 資料③ P2」に、今後自宅療養が基本になるが、「感染拡大の恐れがある場合等については、必要に応じて入院措置を行うことも可能」とあるが、この場合の費用は公費負担と見なしてよいか。入院の理由が、個人の病状のためではなく社会防衛上の理由であるなら、これまでどおり公費負担が適当と思われるが。

《全国保健所長会としての要望》

措置入院であれば当然感染症法の措置入院ということになるので、公費負担と考えられますが、確認をお願いいたします。

11. 修学旅行等からの発病者への全国的な対応指針について

《会員からの意見》

- ・修学旅行等からの発病者への全国的な対応指針を提示してほしい
修学旅行の生徒等から確定患者が発見され、軽症である場合の事後対応について、都道府県によって対応の差があると混乱が生じる(すでに一部で生じている)ので、学校の休業の考え方との整合を図った対応指針を示してほしい。

例：陽性者のいる集団の旅行継続の考え方、陽性者の航空機による移動など

《全国保健所長会としての要望》

このような個々の事例の取扱いについては、都道府県の判断で行うことであると考えますが、Q&Aなどで目安となる例を示していただけると良いと思います。

12. 検疫について

《会員からの意見》

- ・全入国者に対して、発症した場合には「あらかじめ」医療機関「に連絡して」受診・・・と明記すべきである。

《全国保健所長会としての要望》

一般的に感染症予防の対策としては重要であると考えます。ご配慮いただければ幸いです。

13. インフルエンザワクチンについて

《会員からの意見》

- ・新型インフルエンザワクチンに関して、現在いろいろ検討中とは思いますが、予防接種法の定期予防接種とするのか、対象者はどうなるのか等、実際に接種を行うのが区市町村となった場合、準備期間が必要であるので、決定しただけはやく情報提供をお願いしたい。
- ・ワクチンについて接種の体制、対象者などなるべく早く示して欲しい。

《全国保健所長会としての要望》

ご配慮いただければ幸いです。

14. 情報共有について

《会員からの意見》

- ・今後の新型インフルエンザ対策において、重症患者対策が重要な柱の一つとなっている。入院患者、重症患者に係る情報の共有を図っていく必要があると思われる。

《全国保健所長会としての要望》

現在全国保健所長会でも、地域保健総合推進事業の中で、新型インフルエンザ事業班（緒方班）が進行中です。その主な目的は、情報提供ですので、その中で解決されると考えます。この緒方班の事業に今まで以上のご支援をいただければと思います。

15. 周知徹底について

《会員からの意見》

- ・今回運用指針は大幅に改訂されたため、地域医師会、一般住民・学校・職場等のコミュニティ、関係各機関にまだ本当には浸透していない。咳エチケットや発熱等具合の悪い人は社会活動せず、自宅で療養することもさらに徹底する必要があると感じる。是非、国のレベルで国民へのいっそうの働きかけをお願いしたい。

《全国保健所長会としての要望》

地域住民や関係者に対する知識の普及は、保健所の大きな役割の一つです。保健所ではこれまで以上に役割を果たす努力をいたしますが、国においても様々な経路を用い、周知していただくことをお願いします。

16. その他、細部の統一などについて

《会員からの意見》

・6月19日付けの運用指針と26日に示された資料とでは、細部において一致しない部分がある。

①19日の運用指針においては、「患者の濃厚接触者に対しては、都道府県等は、・・・・・・・・・・一定期間に発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請する。」とあるが、資料2の12ページにおいては、(これが濃厚接触者に相当する記述と思われるが、)医療機関への受診の方法が説明されていますが、保健所への連絡要請については触れていない。

②19日の運用指針においては、「患者の濃厚接触者に対しては、都道府県等は、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明し協力を求めるとともに、・・・」とあるが、資料3の29ページにおいては、「保健所は感染拡大防止のための咳エチケットや症状がある時の外出自粛、症状出現時の保健所等への連絡の必要性を十分に説明し、協力を求める。」とあり、症状がなければ咳エチケットでよいとも読み取れる。

・季節性か新型か不明のインフルエンザ患者の濃厚接触者に外出自粛を要請する」一方で、「積極的疫学調査でリストアップされた新型の濃厚接触者へは咳エチケット等の感染拡大防止行動の理解と協力を求める」となっているが、矛盾があるのではないか？

《全国保健所長会としての要望》

項目16より前の項目でも、いくつか矛盾がみられます。濃厚接触者で症状がない場合の外出自粛、患者の外出自粛期間、7日間の期間の起算日などです。

よろしくご検討をお願いいたします。

以上